

その他の金属製品製造業における荷姿の物を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
2	9~10	工場内で2m×1mの鉄板が数枚で梱包されているものをずらし降ろした際に、左手の人差し指を挟んだものである。	34~29	10
2	11~12	切断した製品を運搬中、誤って製品を落下させてしまい左手中指を挟む。両手で製品を持っていたが、右手を滑らせたために、製品と枕木の間に中指を挟んでしまい、指末節骨骨折、挫創してしまう。	23~29	10
3	16~17	当社工場にて完成品の出荷のため約30kgの鉄製品を仕分けし、寸歩検査・梱包をしていた際、無理をして一人で製品を持ったときに腰と足をひねり負傷した。	48	1~9
3	15~16	加工した製品を降ろそうとした時、製品を誤って足元に落下させてしまい左足を負傷した。	39~49	30
3	16~17	本社工場内の母材置場において、加工予定品を移動させようとスリットコイル（約300kg）を人力で移動していた際、不注意によりバランスを崩し、スリットコイルが転倒し、左足膝をスリットコイルと工場床に挟まれ、左膝内側を負傷した。	23~29	10
3	8~9	プレス作業場にて、ブランキングプレス機で円盤状にくり抜かれたブランク材（直径18.5mm厚さ0.45mm重さ9kg）を保管しようとしていた。荷台（キャスター4カ所、2ヶ所固定した状態）に乗せてあるブランク材を入れる専用容器（重さ15kg、コの字型で鉄製横70cm縦55cm高さ50cm）への積み上げ作業を行う際、作業スペースを確保しようと専用容器上部に両手をかけて引っ張った。本来は可動しているキャスター部分から動かすが固定されたキャスター方向から動かしたため、固	35~49	30

		定されたキャスト一部分が支点となり容器のバランスが崩れ、容器の荷台とともに後ろ向きに倒れ、右足首上部に鉄製の容器の上部が乗った状態になり負傷した。 なお、容器には、ブランク材が1500材積んである状態だった。		
4	15～ 16	以前に負傷した手手中指が炎症を起こし膿が溜まっており、数日痛みがあった手をかばいながら工場内にてドラム缶の下ろし作業をしていた所、トラックの荷台の扉とドラム缶に左手中指を挟んでしまった。	36	10 ～ 29
4	14～ 15	塗装を依頼するため、2tトラックで荷物（制御盤BOX・1860×2600×巾400、重さ200kg）を搬入し、荷降ろしの為ワイヤーを外した所、強い横風で制御盤BOXのバランスが崩れトラックの荷台から落下し、先端が頭部にあたり負傷した。	45	1～ 9
4	11～ 12	工場ではコイルを製作作業中に、被災者はコイルの二段目を持ち上げた時に背中から腰にかけて激痛が走った。持ち上げたコイルの高さは床から0.6mで、重さは25kg（推定）である。持ち上げた時の姿勢が不適切であったと思われる。	76	10 ～ 29
5	16～ 17	事業場内のパレット置き場の位置で、製品を取り出す作業中、パレットの2段目（1.8m）に足を掛けて取り出そうとした際、バランスを失い、飛び降りた時に両足かかとを強く打ってしまい、両足かかとを骨折した。	57	1～ 9
5	21～ 22	会社内の部品置場で、協力会社に部品を支給する為、重量物の部品を仕分していた時、30分～1時間の作業をしていて腰を痛めた。その時に立てなくなり、少し休んでようやく立てるようになったので早退した。	37	100 ～ 299
5	10～ 11	当社事務所に現場作業用ワイヤーの積み込みをしている時に荷崩れが起こり、左指（親指）を挟み負傷した。	24	10 ～ 29
7	15～16	自社にて、計3名でパソコンの入ったオリコンを手作業で荷降ろし中、荷を持ち上げた際に腰に痛みが走った。	43	30 ～ 49
7	10～11	被災者は、材料保管庫において、材料のラベルを確認する作業をしていた。60キロほどあるコイル材（ドーナツ状のもの）が、立てかけてあり、その裏にあるラベルを確認しようとした際、コイル材がバランスを崩し、被災者の右足甲の上に倒	63	30 ～ 49

		れ、右足の甲を骨折したものである。		
7	15~16	鉄工所工場において、鉄骨をクレーンで吊り、台車に乗せる作業中（クレーン操作は別の社員）、吊荷が少し揺れたので押さえようと無意識に手を出してしまった。すでに台車に鉄骨を乗せてあったため、鉄骨と鉄骨で左手の親指を一瞬挟んだ状態となり負傷した。	49	10 ~ 29
7	8~9	第3工場内において、被災者が鉄板（長さ2.4m、幅18cm）約40枚をクレーンで運搬作業中に、荷崩れを直そうとしたところ崩れかけた鉄板に押されて転倒し、後方に敷いてあった鉄板で後頭部を強打して死亡した。	38	10 ~ 29
7	9~ 10	工場内にて荷扱い中、腰を捻って痛めた。	24	10 ~ 29
9	10~ 11	工場の駐車場でトラックにアルミサッシの完成品を積み込みしている時、品物を上下ひっくり返していた時、品物が滑り左手首を切った。	54	1~ 9
9	10~ 11	C棟東16柱北側、形鋼切断機付近で被災者が同僚二人で束ねてある角パイプ（16束、1本7メートル、215kg）の解放作業をしていて、同僚が結束スチールバンドをグラインダーで切ったところ、積み重ねてあった角パイプが付近にいた被災者の方に崩れてきて左足がパイプと残材（H鋼）の間に挟まれ、左足首上を骨折した。	30	100 ~ 299
11	11~ 12	工場でパイプの切削を行っている時に束にして置いてあったパイプの固定が緩く、束がばらけてしまい、パイプが足に落下した。	27	1~ 9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html